

項において準用する場合を含む。)の規定は、新租税特別措置法第五条の二第三項に規定する外国年金信託の信託財産につき生ずる同条第一項に規定する振替国債(次項において「振替国債」という。)若しくは同条第一項に規定する振替地方債(次項において「振替地方債」という。)又は新租税特別措置法第五条の三第一項に規定する特定振替社債等(次項において「特定振替社債等」という。)の利子でその計算期間の初日が施行日以後であるものについて適用する。

2) 新租税特別措置法第五条の二第四項(新租税特別措置法第五条の三第五項において準用する場合を含む。)の規定は、非居住者又は外国法人が新租税特別措置法第五条の二第四項に規定する組合契約に係る同項に規定する組合財産又は同項に規定する信託の信託財産に属する振替国債若しくは振替地方債又は特定振替社債等につき支払を受ける利子でその計算期間の初日が施行日以後であるものについて適用する。

(上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関する経過措置)

第六十二条 新租税特別措置法第八条の四第一項の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき同項第一号に掲げる配当等について適用し、第二十条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第八条の四第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に支払を受けるべき同項第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置)

第六十三条 新租税特別措置法第九条の三の規定は、個人が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき同条第一号に掲げる配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九条の三第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例等に関する経過措置)

第六十四条 旧租税特別措置法第九条の四の二第三項に規定する償還金等の支払をする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

2) 新租税特別措置法第九条の四の二第三項及び第五項、第二十九条の二第八項及び第十項、第三十七条の十一の三第十一項及び第十三項並びに第四十一条の十二第二

十四項及び第二十六項の規定は、平成二十四年一月一日以後にこれらの規定に規定する調書又は報告書を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該義務がある者に対して当該調査に係る旧租税特別措置法第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項、第三十七条の十一の三第十二項又は第四十一条の二第二十五項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この条において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前にこれらの規定に規定する調書又は報告書を提出する義務がある者に対して行ったこれらの規定による質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。）

3 新租税特別措置法第九条の四の二第四項、第六項（第四項に係る部分に限る。）及び第八項、第二十九条の二第九項、第十一項（第九項に係る部分に限る。）及び第十三項、第三十七条の十一の三第十二項、第十四項（第十二項に係る部分に限る。）及び第十六項並びに第四十一条の二第二十五項、第二十七項（第二十五項に係る部分に限る。）及び第二十九項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される新租税特別措置法第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項、第三十七条の十一の三第十二項又は第四十一条の二第二十五項に規定する物件について適用する。

4 新租税特別措置法第九条の四の二第七項、第二十九条の二第十二項、第三十七条の十一の三第十五項及び第四十一条の二第二十八項の規定は、平成二十四年一月一日以後にこれらの規定に規定する調書又は報告書を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るものを除く。）について適用する。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税に関する経過措置）

第六十五条 新租税特別措置法第九条の八の規定は、同条の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十六年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一号に掲げる配当等について適用する。

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十六条 個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、同条の規定は、なおその効力を

有する。この場合において、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第二十條の規定による改正後の租税特別措置法第十條の二の二第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第十二項中「租税特別措置法第十條の二の二第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第六十六條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十條の規定による改正前の租税特別措置法第十條の二の二第三項」とする。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十七條 新租税特別措置法第十條の二の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

2 前條の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十條の二の二の規定の適用については、同条第三項中「の百分の二十に相当する金額」とあるのは「の百分の二十に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第六十六條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十條の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第十條の二の二第三項の規定により当該共用年の年分の総所得金額に係る所得税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は旧効力措置法第十條の二の二第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とする。

（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十八條 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十條の四第一項に規定する事業基盤強化設備等については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第十條の四第六項に規定する個人の平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)
 第六十九条 附則第六十六条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十
 条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に
 掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定(所得税法 等の一部を改正する法律(平成二 十三年法律第 号)附則第六 十六条の規定によりなおその効力 を有するものとされる同法第二十 条の規定による改正前の租税特別 措置法(以下この条において「旧 効力措置法」という。)(第十条の 二の二第三項又は第四項の規定を 含む。以下この条において同じ。)
第二項	又は第十条の四第四項	当該各号に定める金額(旧効力措 置法第十条の二の二第三項又は第 四項の規定にあつては、それぞれ 同条第三項に規定する税額控除限 度額のうち同項の規定による控除 をしても控除しきれない金額を控 除した金額又は同条第四項に規定 する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても 控除しきれない金額を控除した金 額とする。第三号を除き、以下こ の条において同じ。)を
当該各号に定める金額を		当該各号に定める金額(旧効力措 置法第十条の二の二第三項又は第 四項の規定にあつては、それぞれ 同条第三項に規定する税額控除限 度額のうち同項の規定による控除 をしても控除しきれない金額を控 除した金額又は同条第四項に規定 する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても 控除しきれない金額を控除した金 額とする。第三号を除き、以下こ の条において同じ。)を
	第十條の四第四項又は旧効力措 置法第十條の二の二第四項	

第三項	若しくは第十条の四第五項	第十条の四第五項若しくは旧効力措置法第十条の二の二第五項
-----	--------------	------------------------------

(個人の減価償却に関する経過措置)

第七十条 新租税特別措置法第十一条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等

取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。をすする同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

3 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

4 旧租税特別措置法第十一条の三第二項第一号に規定する資源生産性革新計画に係る同号に規定する認定又は同項第二号に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画に係る同号に規定する認定を施行日前に受けた個人が取得等をする同項に規定する資源需給構造変化対応設備等については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

5 新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の四第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。この場合において、平成二十三年分の所得税についての新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「その年の指定期間内」とあるのは、「平成二十三年四月一日から同年十二月三十一日までの間」とする。

6 新租税特別措置法第十一条の三(第一項に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定農産加工品生産設備について適用する。

7 新租税特別措置法第十二条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二条の二第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

- 8| 個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十二条の三第一項に規定する建替え病院用等建物については、なお従前の例による。
- 9| 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十三条第三項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。
- 10| 新租税特別措置法第十四条の規定は、個人が附則第一条第八号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第十四条第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用する。
- 11| 個人が附則第一条第八号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。
- 12| 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第二項第三号に掲げる建築物については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（個人の準備金に関する経過措置）

- 第七十一条 旧租税特別措置法第二十条の二第一項の表の各号の上欄に掲げる個人の平成二十四年以後の各年分の事業所得の金額の計算については、同条（第三項から第六項まで及び第八項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。
- 2| 旧租税特別措置法第二十条の四第一項に規定する個人が平成二十四年一月一日において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額（同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。）を有する場合には、平成二十四年から平成二十七年までの各年（当該個人が旧租税特別措置法第十条第四項に規定する中小企業者（以下この条において「中小企業者」という。）である場合には、平成二十四年から平成三十三年までの各年）において、当該特別修繕準備金の金額の四分の一（当該個人が中小企業者である場合には、十分の一）に相当する金額（次項において「四年等均等取崩金額」という。）を、当該各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。
- 3| 前項の場合において、四年等均等取崩金額がその年の十二月三十一日における特別修繕準備金の金額（その日までに同項に規定する特別修繕準備金の金額に次項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又はその年の前年の十二月三十一日までに前項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）

- を超えるときは、当該四年等均等取崩金額は、当該特別修繕準備金の金額とする。
- 4| 第二項の規定の適用を受ける個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。
- 一 準備金設定資産(第二項の特別修繕準備金に係る同項に規定する固定資産をいう。以下この項において同じ。)について特別の修繕(第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。)を完了した場合 その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
 - 二 準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなった場合 その行わないこととなった日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
 - 三 準備金設定資産をその用に供する事業(旧租税特別措置法第二十条の四第一項に規定する事業をいう。)の全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲渡し、又は廃止した日における特別修繕準備金の金額
 - 四 第二項、前三号及び次項の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
- 5| 第二項の規定の適用を受ける個人が、平成二十四年から平成二十六年までの各年(当該個人が中小企業者である場合には、平成二十四年から平成三十二年までの各年)に青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しとなった事実のあった日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、当該特別修繕準備金の金額については、第二項及び前項の規定は、適用しない。
- 6| 旧租税特別措置法第二十条第六項から第八項までの規定は、平成二十四年から平成二十七年までの各年(当該個人が中小企業者である場合には、平成二十四年から平成三十三年までの各年)において第二項の特別修繕準備金の金額を有する個人の死亡により当該個人の相続人が同項の特別修繕準備金に係る事業を承継した場合について準用する。

(肉用牛の売却による農業所得の課税の特例に関する経過措置)

第七十二条 新租税特別措置法第二十五条の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置)

第七十三条 新租税特別措置法第二十九条の二第一項及び第二項の規定は、同条第一項に規定する取締役等又は権利承継相続人が附則第一条第九号に定める日以後に行う同項に規定する新株予約権等の行使について適用し、旧租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する取締役等又は権利承継相続人が同日前に行った同項に規定する新株予約権等の行使については、なお従前の例による。

2) 旧租税特別措置法第二十九条の二第七項に規定する株式会社又は金融商品取引業者等が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

第七十四条 新租税特別措置法第二十九条の三(第八項、第十項(第八項に係る部分に限る。)、第十一項及び第十二項を除く。)の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に行う新租税特別措置法第二十九条の三第一項に規定する特定外国新株予約権の行使について適用する。

2) 新租税特別措置法第二十九条の三第八項、第十項(第八項に係る部分に限る。)
及び第十二項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される同条第八項に規定する物件について適用する。

3) 新租税特別措置法第二十九条の三第十一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同項に規定する調書を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査(同日前に当該義務がある者に対して当該調査に係る次項の規定により読み替えて適用する同条第七項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。次項において「経過措置調査」という。)(に係るものを除く。))について適用する。

4) 国税庁、国税局又は税務署の当該職員が、新租税特別措置法第二十九条の三第七項に規定する調書を提出する義務がある者に対して附則第一条第九号に定める日から平成二十三年十二月三十一日までの間に開始する調査又は開始した調査(経過措置調査に限る。)(に係る同項並びに新租税特別措置法第二十九条の三第九項及び第十項の規定の適用については、同条第七項中「検査し、又は当該物件(その写しを

含む。)の提示若しくは提出を求める」とあるのは「検査する」と、同条第九項中「検査又は提示若しくは提出の要求」とあるのは「又は検査」とする。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第七十五条 個人が施行日に行った旧租税特別措置法第三十三条第一項第四号に規定する土地等その他の資産の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第十四号の二の規定は、個人が附則第一条第十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新租税特別措置法第三十七条(同条第一項の表の第一号又は第十号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得をする同表の第一号又は第十号の下欄に掲げる資産について適用し、個人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第一号又は第十八号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

4 個人が施行日に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第二号から第四号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十五号又は第十七号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第三十七条(同条第一項の表の第二号、第四号又は第五号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行う同表の第二号、第四号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第五号、第七号又は第九号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第三十七条の五の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が施行日に行った旧租税特別措置法第三十七条の五第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第三十七条の九の二の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する所有隣接土地等の交換又は譲渡について適用し、個人が施行日に行った旧租税特別措置法第三十七条の九の二第一項に規定する所有隣接土地等の交換又は譲渡については、なお従前の例による。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置)

第七十六条 旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第十項に規定する金融商品取引

業者等が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第七十七条 新租税特別措置法第三十七条の第十四第五項の規定は、平成二十六年一月一日以後に行われる同項第二号イに規定する上場株式等の募集により取得する同号の上場株式等について適用する。

(居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第七十八条 新租税特別措置法第四十条の第三項及び第四項の規定は、同条第一項各号に掲げる居住者の平成二十三年分以後の各年分の同項に規定する課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額(当該居住者に係る同項に規定する特定外国子会社等の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限り)及び当該居住者の平成二十三年分以後の各年分の同条第四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額(当該居住者に係る同項に規定する特定外国子会社等の同日以後に開始した事業年度に係るものに限り)について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者の平成二十二年分以前の各年分の同項に規定する課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額及び当該居住者の平成二十二年分以前の各年分の同条第四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

(特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第七十九条 新租税特別措置法第四十条の七第四項の規定は、同項に規定する特殊関係株主等である居住者の平成二十三年分以後の各年分の同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額(当該居住者に係る同項に規定する特定外国法人の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限り)について適用し、旧租税特別措置法第四十条の七第四項に規定する特殊関係株主等である居住者の平成二十二年分以前の各年分の同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十条 新租税特別措置法第四十一条第六項の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条第六項に規定する増改築等に係る契約を締結した場合については、なお従前の例による。

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第八十一条 新租税特別措置法第四十一条の三の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結した場合については、なお従前の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第八十二条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日に行つたものについては、なお従前の例による。

〔寡婦控除の特例に関する経過措置〕

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

〔特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置〕

第八十五条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項（第二号に係る部分に限る。）

の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に払込みにより取得をする同項に規定する特定新規株式について適用する。

〔既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置〕

第八十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

〔既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置〕

第八十七条 新租税特別措置法第四十一条の十九の三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する改修工事に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する改修工事に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

〔外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例に関する経過措置〕

第八十八条 新租税特別措置法第四十二条の二第一項の規定は、同項に規定する外国金融機関等が施行日以後に開始する同項に規定する債券現先取引又は証券貸借取引につき支払を受ける同項に規定する特定利子について適用し、旧租税特別措置法第

四十二條の二第一項に規定する外国金融機関等が施行日前に開始した同項に規定する債券現先取引につき支払を受ける同項に規定する特定利子については、なお従前の例による。

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

第八十九條 新租税特別措置法第四十二條の二の二第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定は、平成二十六年一月一日以後に提出すべき同条第一項に規定する調書等について適用する。

2 新租税特別措置法第四十二條の二の二第二項及び第三項(同条第二項に係る部分に限る。)の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第二項に規定する光ディスク等について適用する。

3 平成二十四年一月一日前において旧租税特別措置法第九條の四の二第三項、第二十九條の二第七項、第三十七條の十一の三第十項又は第四十一條の十二第二十三項の規定に基づき受けたこれらの規定に規定する税務署長の承認については、新租税特別措置法第四十二條の二の二第二項の規定に基づき受けた同項に規定する税務署長の承認とみなして、同項の規定を適用する。

4 平成二十四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二條の二の二第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「調書等を」とあるのは「第九條の四の二第二項、第二十九條の二第五項若しくは第六項、第二十九條の三第四項若しくは第五項、第三十七條の十一の三第七項又は第四十一條の十二第二十一項若しくは第二十二項の規定により提出するこれらの規定に規定する調書及び報告書(以下この条において「調書等」という。)を」と、「第三十七條の十四第十五項若しくは」とあるのは「若しくは」と、「同条第三項中、「第三十七條の十四第十五項又は」とあるのは「又は」と、「第三十七條の十四第十七項から第二十二項まで、第四十一條の十二第二十四項」とあるのは「第四十一條の十二第二十四項」とする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第九十條 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に

開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(中小企業者等の法人税率の特例に関する経過措置)

第九十一条 旧租税特別措置法第四十二条の三の二第一項の表の第一欄に掲げる法人又は同条第二項に規定する協同組合等の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「終了する各事業年度」とあるのは、「終了する各事業年度(同年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を含む。)」とする。

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十二条 新租税特別措置法第四十二条の四第十四項及び第十五項の規定は、施行日以後に確定申告書等(期限後申告書を除く。以下同じ。)の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第九十三条 新租税特別措置法第四十二条の四の二第十項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十四条 法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第四十二条の四、次条第二項
	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第四項において、「平成二十三年改正法」という。(第二十條の規定)

第五項	第四項	第三項	
第六十八條の十第二項	第六十八條の十第二項	<p>控除される金額がある場合には、当該金額</p>	<p>第四十二條の九並びに第四十二條の十第二項、第三項及び第五項</p>
<p>旧効力措置法第六十八條の十第二項</p>	<p>平成二十三年改正法附則第二百一十一條の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第二十條の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第十一項において「旧効力措置法」という。）第六十八條の十第二項</p>	<p>控除される金額がある場合又は新租税特別措置法第四十二條の五第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額</p>	<p>による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第四十二條の四、新租税特別措置法第四十二條の五第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二條の六第二項</p> <p>新租税特別措置法第四十二條の九、新租税特別措置法第四十二條の十第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二條の十一第二項、第三項及び第五項並びに新租税特別措置法第四十二條の十二</p>

	<p>同法第六十六条第一項</p> <p>第四十二条の四第十一項（前条第七項）</p> <p>次条第五項</p>	<p>法人税法第六十六条第一項</p> <p>新租税特別措置法第四十二条の四第十一項（新租税特別措置法第四十二条の四の二第七項）</p> <p>新租税特別措置法第四十二条の五第五項、新租税特別措置法第四十二条の六第五項</p>
<p>第十一項</p>	<p>第六十八条の十第二項</p> <p>同法第二条第三十二号</p> <p>第六十八条の十第三項</p>	<p>旧効力措置法第六十八条の十第二項</p> <p>法人税法第二条第三十二号</p> <p>旧効力措置法第六十八条の十第三項</p>
<p>第十二項</p>	<p>又は租税特別措置法第四十二条の五第二項</p>	<p>又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第九十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効</p>

	並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項	並びに旧効力単体措置法第四十二条の五第二項
第十三項	租税特別措置法第四十二条の五第五項	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第九十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法(第三項において「旧効力単体措置法」という。)第四十二条の五第五項
租税特別措置法第四十二条の五第五項	旧効力単体措置法第四十二条の五第五項	旧効力単体措置法第四十二条の五第五項

(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特
別控除に関する経過措置)

第九十五条 新租税特別措置法第四十二条の五の規定は、法人が施行日以後に取得又
は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備
等について適用する。

2 前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の五の規定の
適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、
同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第四十二条の十二	第四十二条の十二並びに所得税法 等の一部を改正する法律(平成二 十三年法律第 号)附則第九 十四条の規定によりなおその効力 を有するものとされる同法第二十
-----	----------	---

<p>第三項</p>	<p>法人税の額の百分の二十に相当する金額</p>	<p>条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の五第二項、第三項及び第五項</p>
<p>控除される金額がある場合には、当該金額</p>	<p>法人税の額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第四十二条の五第二項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）</p>	<p>控除される金額がある場合又は旧効力措置法第四十二条の五第二項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額</p>

〔中小企業者等が機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置〕

第九十六条 新租税特別措置法第四十二条の六第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

〔事業基盤強化設備等を取付した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置〕

第九十七条 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備等については、なお従前の例による。

〔沖縄の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除に関

する経過措置)

第九十八条 新租税特別措置法第四十二条の九第五項及び第六項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十九条 新租税特別措置法第四十二条の第十第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百条 新租税特別措置法第四十二条の十一の規定は、法人が附則第一条第十号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第四十二条の十一第一項に規定する特定機械装置等について適用する。

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第一百一条 附則第九十四条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第九十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)第四十二条の五第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。
		1

	当該各号に定める金額を	当該各号に定める金額（旧効力措置法第四十二条の五第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）
第二項	又は第四十二条の十一第三項	第四十二条の十一第三項又は旧効力措置法第四十二条の五第三項
第三項	若しくは第四十二条の十一第四項	第四十二条の十一第四項若しくは旧効力措置法第四十二条の五第四項

2| 新租税特別措置法第四十二条の十三第五項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第二百二条 新租税特別措置法第四十三条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2| 新租税特別措置法第四十三条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租